

人権チェックリスト



令和2年
9月号

高齢者の権利擁護について考えてみましょう

認知症などの理由で判断能力が不十分な方々は、財産を管理したり、契約を結ぶ必要があっても、自分でするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあうおそれもあります。

主な被害事例

- *健康食品など、無料や格安のお試し商品を注文したが、定期購入として商品を送りつけられた。
- *無料や格安での家の点検のつもりが、高額な修理代金を請求された。
- *公的機関に類似した差出人から、メールやハガキによる架空請求が届いた。

これらの被害は誰にでも起こりうることでありますが、特に認知症など判断能力が不十分な高齢者の被害を防ぐため、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると2つの種類があります。

◆法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所が後見人等を選任して法的に支援する制度で、判断能力の程度などにより、「補助、保佐、後見」の3つに分かれています。

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ本人自ら選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）しておく制度です。



チェック

- ・被害に遭わないために必要となるのが、地域で気軽に相談できる環境の整備です。高齢者の周辺の人々が、日頃から高齢者と気軽に話のできる関係を築いていくことが大切です。
- ・身近に消費者被害にあうおそれのある高齢者がいるときは、本人や家族に「成年後見人制度」の活用についてアドバイスをお願いします。

成年後見制度についての相談

和歌山県成年後見支援センター（和歌山県社会福祉協議会内）

☎ 073-435-5248 FAX：073-435-5221

消費者被害のご相談

☎ 188（消費者ホットライン）

お近くの消費生活相談窓口などに繋がります。

☎ 073-433-1551（和歌山県消費生活センター）

FAX：073-433-3904

内容についての問い合わせは

県人権施策推進課まで

☎ 073-441-2566

FAX：073-433-4540

